

施設入所支援に係る報酬・基準について 《論点等》

施設入所支援の概要

○対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

○報酬単価（平成27年4月～）

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	453単位	382単位	308単位	232単位	168単位

■主な加算

重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援
→(一)体制を整えた場合[7単位]
(二)夜間支援を行った場合[180単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
 - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
 - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○事業所数 2,599(国保連平成29年4月実績)

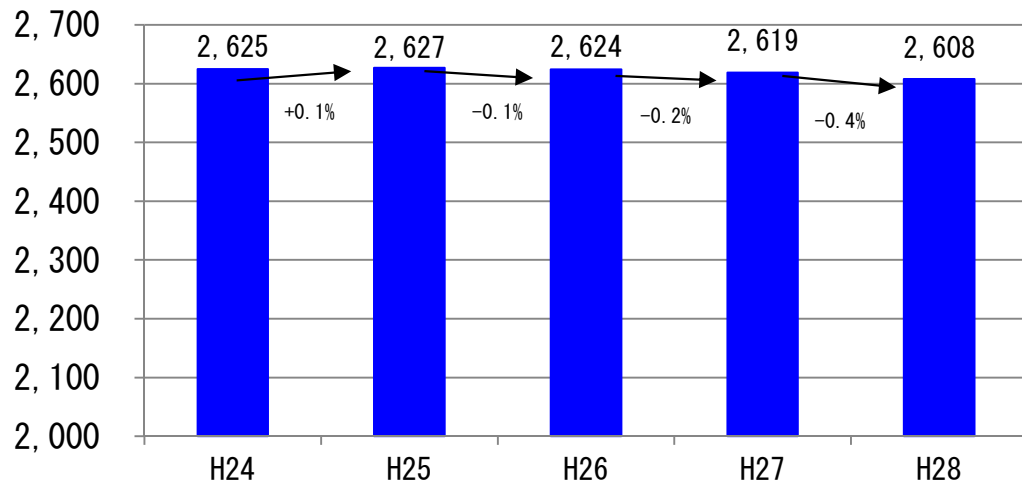
○利用者数 129,963(国保連平成29年4月実績)

施設入所支援の現状

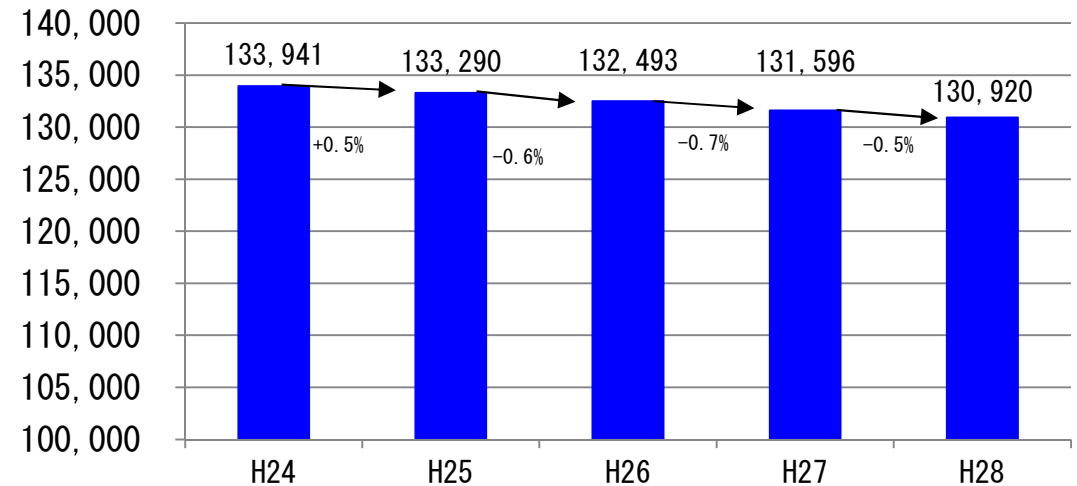
【施設入所支援の現状】

- 平成28年度の費用額は約1,837億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約8.4%を占めている。
- 事業所数、利用者数については、減少傾向にある。総費用額については、増加している。

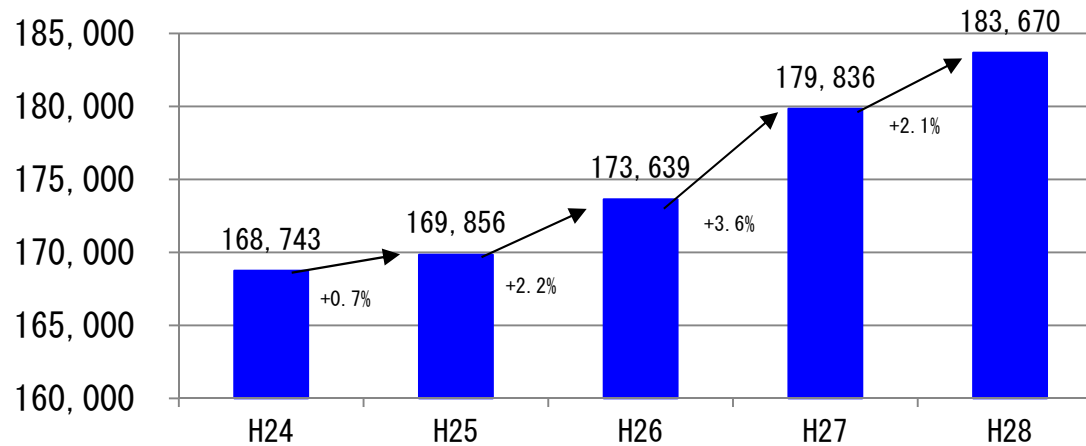
事業所数の推移(一月平均(か所))



利用者数の推移(一月平均(人))



総費用額の推移(百万円)



※出典: 国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	○施設が単独ですべての機能を有しなくとも、地域資源との連携によってニーズに対応できるよう、また、施設において居宅介護や訪問看護、訪問診療を利用しやすくできるよう柔軟な対応が図れる仕組みを検討すべき。	全国身体障害者施設協議会
2	○こうした課題への対応を含め、障害者が必要とするサービスや支援が保障されるためにも、「重度障害者を中心とした」地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりをお願いしたい。	
3	○現に入所施設で暮らしている知的・発達障害者の生活環境向上を図るため、多床室の解消に向けた報酬上のインセンティブを設けるべき。	全国手をつなぐ育成会連合会
4	○真に施設入所を必要としている人の利用を促進するため、たとえば平均支援区分が一定以下である場合の減算など、報酬のあり方を検討するべき。	
5	○入所施設の特徴である施設内での完結性が、ときとして閉鎖性につながっていることも踏まえ、たとえばオンブズマンや外部人材・組織等との定期的交流（入所者との直接的な交流）が担保されていない場合の減算などを検討するべき。	
6	○入所者の重度高齢化と津久井やまゆり園での事件に関連し入所施設での安心・安全対策は急務であるため、安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準の引き上げが重要である。また、現行の夜勤職員配置加算を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会
7	○重度障害者支援加算Ⅱの算定要件は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者を夜間に加配した場合とされ、各都道府県で研修が開催されているが、本会調査によれば平成29年5月時点での受講状況は、各事業所が受講させたいと思っている職員全体の半数に届かず、夜間支援を行う可能性のある職員全体の3割に満たないため、経過措置の延長が必要である。	日本知的障害者福祉協会 他 （同旨：全国地域生活支援ネットワーク）

施設入所支援に係る報酬・基準について

施設入所支援に係る論点

論点1 夜間職員配置の評価

論点2 重度障害者支援加算の取扱い


論点3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に当たっての措置

【論点1】夜間職員配置の評価

現状・課題

- 施設入所における生活支援員の人員配置基準については、施設入所支援の単位ごとに、
 - ・ 利用者60人以下：1人以上
 - ・ 利用者61人以上：1人に、利用者が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
 - ※ 自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型のみの提供にあっては、宿直勤務 を行う生活支援員を1人以上とする。となっている。
- その他、夜勤職員の勤務態勢を手厚くしている場合に、夜勤職員配置体制加算により報酬上の評価をしている。
【夜勤職員配置体制加算】
 - ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合 49単位／日
 - ※ 夜勤の生活支援員の配置が2以上
 - ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合 41単位／日
 - ※ 夜勤の生活支援員の配置が3以上
 - ・ 利用定員が61人以上80人以下の場合 36単位／日
 - ※ 夜勤の生活支援員の配置が3に、前年度の利用者数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や体制であること、また、関係団体から夜間職員の配置強化の要望を受けている。

論 点

- 夜間職員の配置に関し、支援の実態も踏まえて報酬においてどのように評価すべきか。

- 勤務実態を踏まえた夜間職員の負担感を適切に把握しつつ、夜間職員の配置に関し必要となる費用について十分に精査し、適切な報酬単価とするよう検討してはどうか。

夜勤職員配置体制加算の算定状況

○ 夜勤職員配置体制加算について、施設区分全体では、平成28年9月分の算定状況は、「加算の算定あり」が64.4%、「加算の算定なし」が34.7%【図1】、平成27年9月分の算定状況は、「加算の算定あり」が62.6%、「加算の算定なし」が36.1%【図2】、平成27年3月分の算定状況は、「加算の算定あり」が61.4%、「加算の算定なし」が37.3%【図3】となっており、平成27年度報酬改定前より算定率が高くなっている。

図1 夜勤職員配置体制加算(平成28年9月)

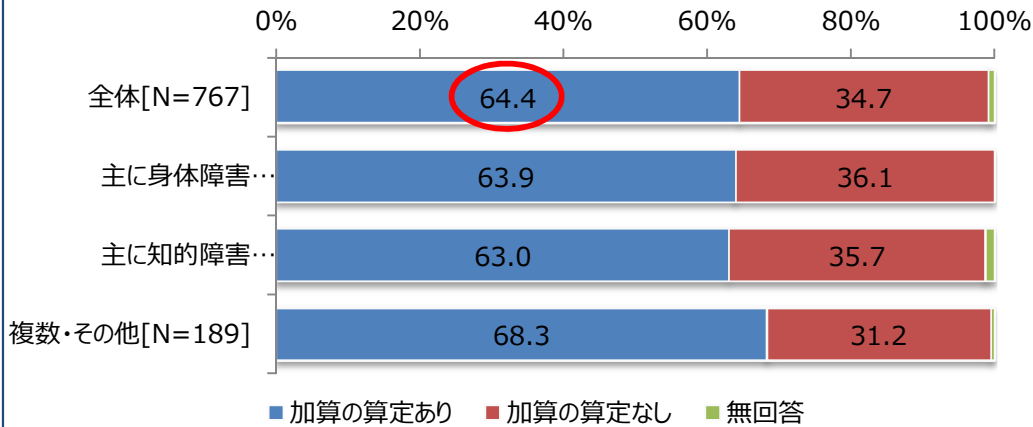


図2 夜勤職員配置体制加算(平成27年9月)

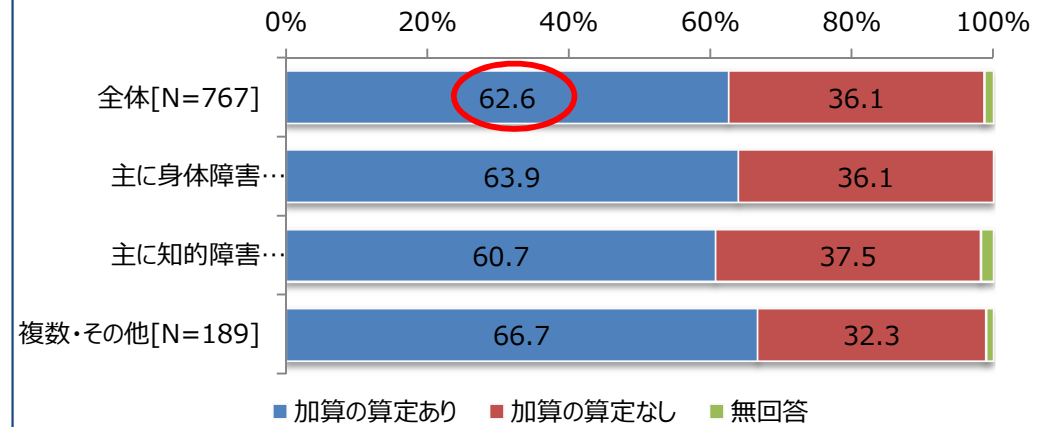
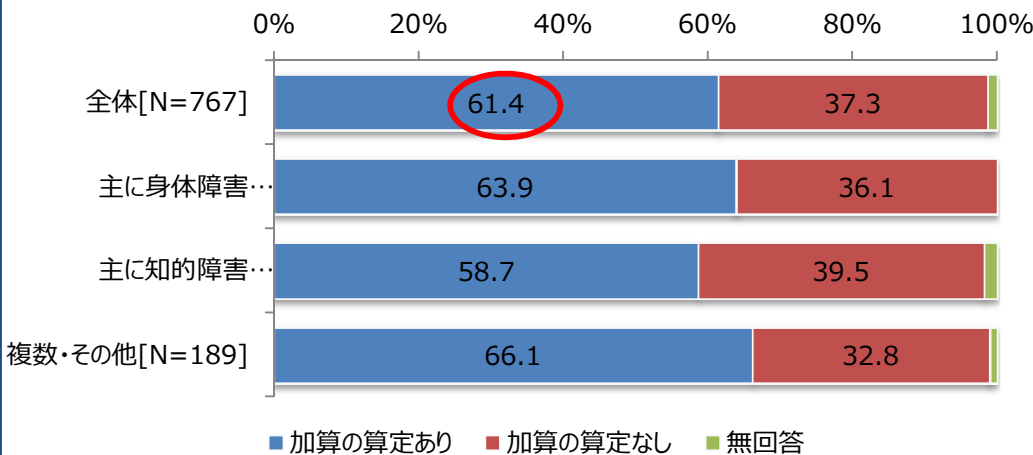


図3 夜勤職員配置体制加算(平成27年3月)

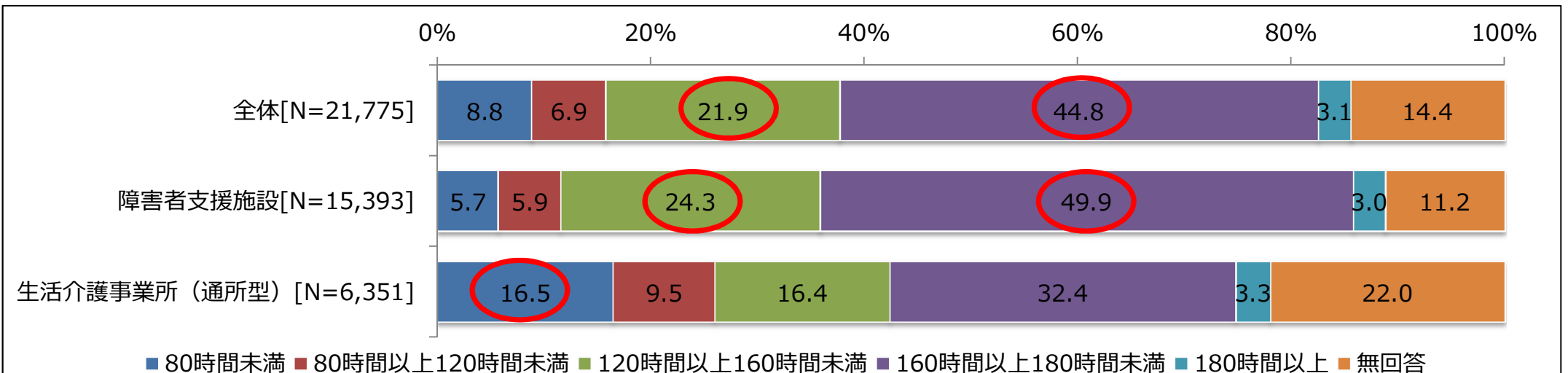


職員の勤務時間の状況

- 平成28年9月の勤務時間については、事業所形態全体では、職員1人あたりの平均勤務時間は143.3時間、うち、生活介護102.2時間、施設入所34.4時間、その他の勤務時間6.7時間となっている。事業所形態別に見ると、障害者支援施設の職員は、生活介護の勤務時間は生活介護事業所(通所型)に比べて平均時間は短いものの、施設入所支援の勤務時間があるため、全体の平均勤務時間は生活介護事業所(通所型)の職員よりも長くなっている。

	全体[N=18,633]	障害者支援施設[N=13,668]	生活介護事業所(通所型) [N=4,956]
生活介護の勤務時間(時間)	102.2	98.6	112.0
施設入所支援の勤務時間(時間)	34.4	46.9	-
その他の勤務時間(時間)	6.7	3.9	14.3
合計	143.3	149.5	126.3

- 平成28年9月の勤務時間について、区分してみると、事業所形態全体では、「160時間以上180時間未満」の職員が44.8%、「120時間以上160時間未満」の職員が21.9%となっている。事業所形態別で見ると、生活介護事業所(通所型)では、非常勤職員の多いこともあり、「80時間未満」の職員が比較的多くなっている。障害者支援施設では、非常勤職員の割合が低く、生活介護と施設入所支援の勤務があることなどから、勤務時間の長い職員が多くなっている。



【論点2】 重度障害者支援加算の取扱い

現状・課題

- 平成27年度報酬改定において、重度障害者支援加算(Ⅱ)を見直し、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価する仕組みとしたところ。
- ただし、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修修了を要件として求めず、研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けている。
- 現状、各都道府県における強度行動障害支援者養成研修の実施状況については、一部の都道府県においては、必要な養成者が修了できていない状況にある。
- また、本研修内容は、基礎研修(平成25年度)、実践研修(平成26年度)を各都道府県で実施しているところだが、実践研修修了者は、基礎研修修了者数に比べ約半数となっている。

論 点

- 経過措置終了にあたっては、当該研修の受講状況等を踏まえて、検討してはどうか。



- 経過措置を平成31年3月31日まで1年間延長することにしてはどうか。

重度障害者支援加算の概要・強度行動障害支援者養成研修の実施状況について

○ 重度障害者支援加算(Ⅱ)の概要について

内 容	加算単位数	算定率 (国保連データH29.4)
(一)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合	7単位/日	38.82%
(二)強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合	180単位/日	29.47%
(二)の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間	700単位/日	3.66%

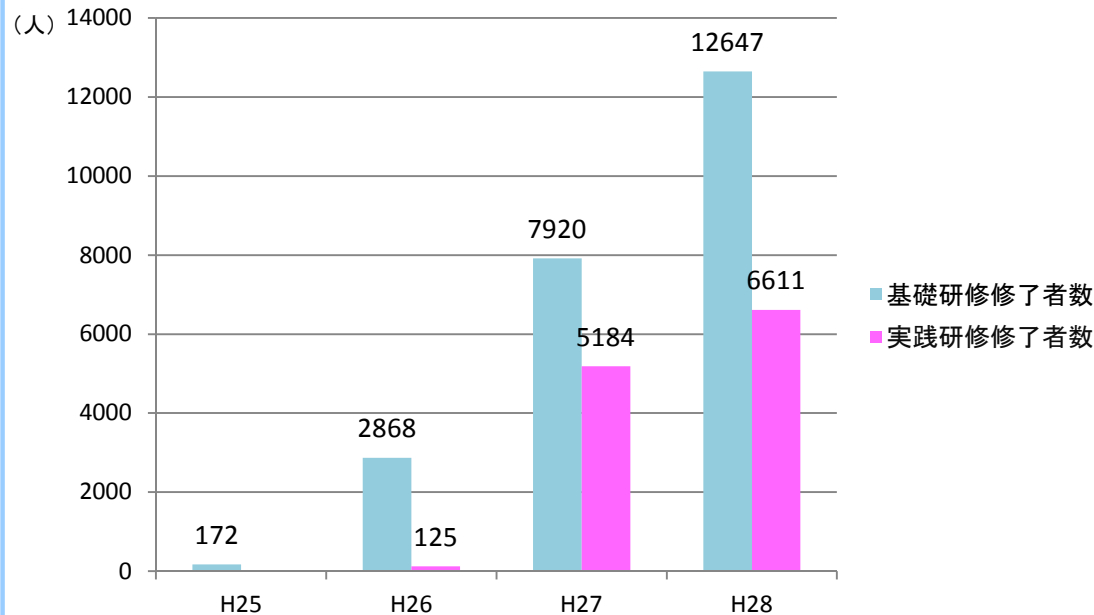
○ 強度行動障害支援者養成研修の実施状況について

平成28年度までの各都道府県の強度行動障害支援者養成研修の実施状況や、平成29年度までの研修計画及び養成者の見込みについて把握したところ、以下の状況にあった。

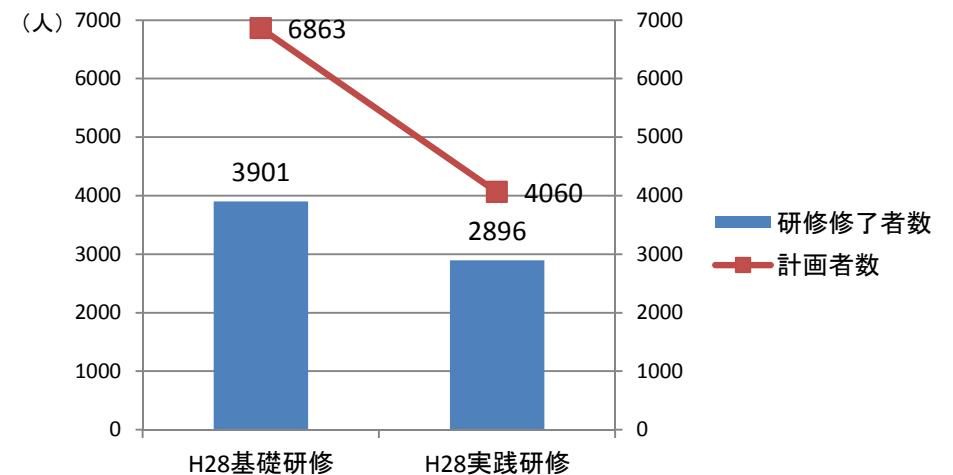
研修計画上の必要者数に対して平成29年度末までに修了が見込まれない都道府県(H28年度末時点)

- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修): 15/47(都道府県)
- 強度行動障害支援者養成研修(実践研修): 21/47(都道府県)

【H25～H28強度行動障害養成研修修了者数】(都道府県計)



【H28強度行動障害養成研修修了者数及び計画者数】
(研修計画上の必要者数に対して平成29年度末までに修了が見込まれない都道府県)



重度障害者支援加算Ⅱ 関連条文(抜粋) 【参考】

○ 厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年九月二十九日)(厚生労働省告示第五百五十一号)

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) (中略)

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(中略)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号)による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ニ 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置(中略)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(中略)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

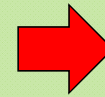
強度行動障害支援者養成研修について【参考】

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入が困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている

実施体制

指導者養成研修(国立のぞみの園)



支援者養成研修(都道府県)

施設系・居住系(障害者・障害児)

相談支援専門員

入所職員

GH職員

通所職員

訪問系

行動援護ヘルパー

重度訪問介護ヘルパー

その他の訪問系ヘルパー

支援現場の職員

平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

サービス管理責任者クラスの職員


平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修) 講義＋演習(12時間)

【論点3】社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に当たっての措置

現状・課題

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、平成28年の社会福祉法改正時に廃止されている。
- 上記改正法については、衆・参厚労委において「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること」との附帯決議が付されている。

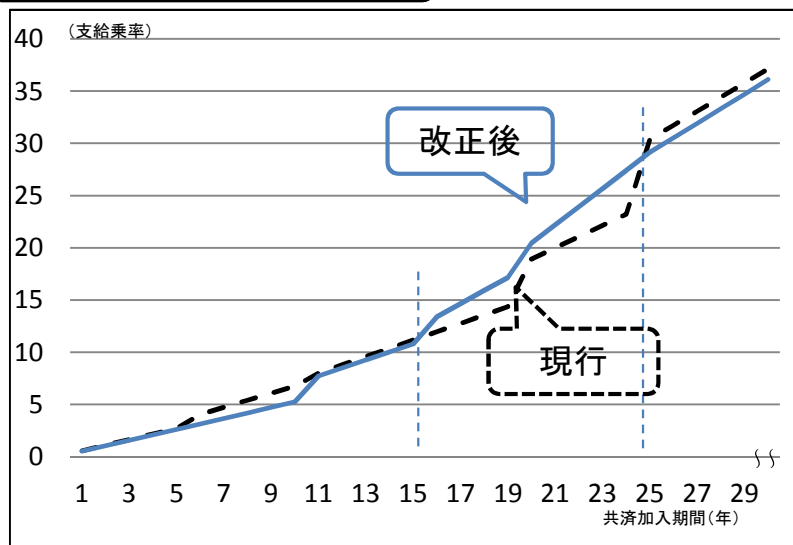
論 点

- 経営実態調査の結果等を踏まえて検討することにはどうか。

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置は、法改正の趣旨や、今後公表される障害者支援施設等の経営実態調査の結果等を踏まえて判断することにはどうか。
※ 先般の社会福祉法改正法により、障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットィングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

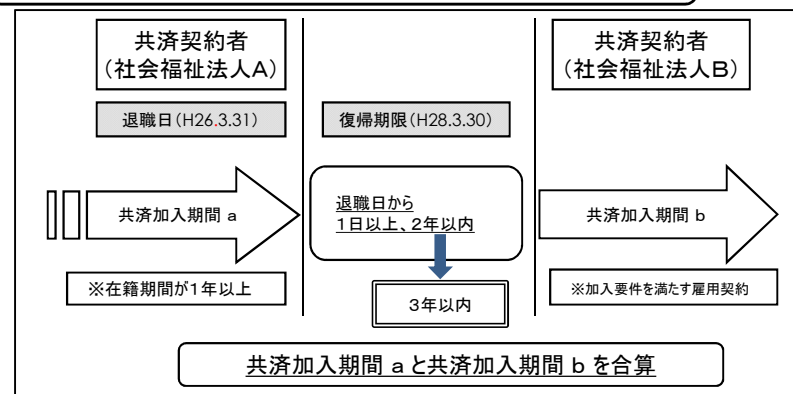
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したのみに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットィングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1 施行)	今回の見直し(案)
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入 </div>
	保育	・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中